

## 大口町休日保育実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している保護者（以下「保護者」という。）の就労形態の多様化により、保護者の休日就労によって当該児童の家庭保育が困難な場合において、休日に当該児童の保育を実施すること（以下「休日保育」という。）により保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

### (実施日)

第3条 休日保育の実施日は、前条に規定する休日の日とする。ただし、その日が12月28日から翌年の1月4日までの日に当たるときは、休日保育は実施しない。

### (対象児童)

第4条 この要綱による休日保育を利用できる者は、前条に規定する期間内に保育する者がいない健康で集団生活が可能で児童であつて、町内の認可保育所に入所している満1歳以上の就学前児童とする。

### (児童の休息)

第5条 前条に規定する児童の保護者は、児童の休息の確保のため、可能な限り、家庭で児童を保育する日を設けるよう努めることとする。

### (実施施設)

第6条 休日保育の実施施設は、大口町立西保育園とする。

### (利用時間)

第7条 休日保育の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までの範囲内で必要な時間とする。

(利用定員)

第8条 休日保育の利用定員は、1日当たり10人以内とする。ただし、1歳児及び2歳児の受入れ人数は5人までとする。

2 特別の事情があるときは、町長は、利用定員を超えて受入れすることができる。

(利用の登録等)

第9条 休日保育を利用しようとする児童の保護者は、大口町休日保育利用登録(変更)申請書(様式第1。以下「登録申請書」という。)に就労証明書(休日保育用)(様式第2)を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合において、休日保育の利用の可否を決定したときは、大口町休日保育利用登録(変更)承諾(不承諾)通知書(様式第3)により登録申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた児童の保護者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、その旨を町長に申請しなければならない。

4 登録の有効期間は、登録日から利用予定期間の属する年度の3月31日までの間とする。

(利用手続)

第10条 休日保育を利用しようとする登録者(以下「申込者」という。)は、利用日の前月の1日から15日までに大口町休日保育利用申込書(様式第4。以下「利用申込書」という。)により町長に申込みしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みを受けたときは、第7条に規定する要件により利用する児童を決定し、大口町休日保育利用決定通知書(様式第5)により申込者及び実施施設の長に通知するものとする。

3 申込者は、前項の規定による通知を受けた後、利用を取り消す場合は、速やかに大口町休日保育利用取消届(様式第6)により町長に届出しなければならない。

(休日保育料の徴収等)

第11条 町長は、休日保育を行った日数等に応じて別表により休日保育料の額を毎月決定し、大口町休日保育料等決定通知書(様式第7)により利用児童の保護

者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

- 2 前項により通知を受けた利用者は、納入通知書に記載する納付期限までにこれを納付しなければならない。

（利用登録の辞退）

第12条 登録者は、事業の利用を継続する理由が消滅したときは、大口町休日保育利用登録辞退届（様式第8）により町長に届出しなければならない。

- 2 町長は、前項の届出を承諾したときは、大口町休日保育利用登録辞退承諾通知書（様式第9）により登録者及び実施施設の長に通知するものとする。

（利用登録の取消し）

第13条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、休日保育の利用登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

- 2 町長は、前項の規定により利用登録を取り消したときは、大口町休日保育利用登録取消通知書（様式第10）により、登録者及び実施施設の長に通知するものとする。

（書類の整備）

第14条 町長は、利用児童の保育内容等について、大口町休日保育日案（様式第11）を作成し、その利用状況を明らかにしておくものとする。

（その他必要事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第15号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 休日保育の利用登録、利用手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年10月1日 大口町告示第84号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第32号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日 大口町告示第139号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

休日保育料 (1日分)	1歳児・2歳児	2,200円
	3歳以上児	1,200円
休日保育延長 保育料 (1日分)	午前7時30分から午前8時30分まで	500円
	午前8時から午前8時30分まで	250円
	午後4時30分から午後5時まで	250円
	午後4時30分から午後5時30分まで	500円

備考 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯については、休日保育料及び休日保育延長保育料を無料とする。

様式第1 (第9条関係)

大口町休日保育利用登録(変更)申請書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住所

氏名

電話番号

児童との続柄

休日保育の利用登録を下記のとおり(変更)申請します。

フリガナ					生 年 月 日
児童氏名					年 月 日
保護者及び家族の状況(利用児童は除く。)	氏 名	続 柄	生年月日	職業(勤務先)	備 考
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
利用希望理由					
現在入所している保育所	保育園				
休日保育実施保育所	保育園				
利用予定期間及び利用日	年 月 日から 年 月 日まで				日曜日・祝日
利用予定時間	時 分から		時 分まで		

※町記入欄

当該年度の4月2日の年齢	歳	休日保育料	日額	円
--------------	---	-------	----	---

様式第2（第9条関係）

就労証明書（休日保育用）

提出日 年 月 日

※この証明書の提出は、両親及び同居の祖父母（65歳未満）の方すべてが対象です。

児童氏名	年 月 日生			現在入所して いる保育所	保育園
保護者氏名		児童との続柄		電 話 番 号	
緊急時連絡先	①携帯電話 【父・母・その他（ ）】				
	②勤務先電話				
	③その他 （ ）				

以下は、事業者が証明してください。

休日の就労(営業)状 況	日曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
	祝 日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
1月における休日の 就労(営業)日数	日	

休 業 日	毎週 曜日
-------	-------

<p>上記内容について、相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業所所在地</p> <p>事業所名</p> <p>代表者名</p> <p>電話番号</p>
--

様式第3（第9条関係）

大口町休日保育利用登録（変更）承諾（不承諾）通知書

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

休日保育の利用について、下記のとおり承諾（不承諾）します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	
	年	月 日
現在入所している保育所	保育園	
休日保育実施保育所	保育園	
利用登録承諾 （不承諾）の理由		
利用予定期間及び利用日	年 月 日から 年 月 日まで	日曜日及 び祝日
利用 予 定 時 間	時 分 から 時 分 まで	
休日保育料	日額	円
休日保育延長保育料	日額	円
注 意 事 項	<p>1 休日保育事業利用登録（変更）申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>2 利用承諾期間であっても、休日保育事業の対象児童に該当しなくなった場合等には、利用承諾を取り消すことがあります。</p>	

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第4（第10条関係）

大口町休日保育利用申込書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住所  
氏名  
電話番号  
児童との続柄

年 月分の休日保育の利用を、下記により申請します。

フリガナ								生年月日	
児童氏名								年 月 日	
現在入所している保育所	保育園								
休日保育実施保育所	保育園								
利用希望日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
利用予定時間	時 分から				時 分まで				

備考

- 1 この申込書は、利用日の前月の1日から15日までに提出してください。
- 2 利用定員超過等の理由により、利用を承諾できない場合がありますので、ご了承ください。

様式第5（第10条関係）

大口町休日保育利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

休日保育に係る 年 月分の利用について、下記のとおり決定しましたので通知  
します。

児 童 氏 名	生 年 月 日							
	年		月		日			
現在入所している保育所	保 育 園							
休日保育実施保育所	保 育 園							
利 用 決 定 日	日	日	日	日	日	日	日	日
利 用 予 定 時 間	時 分 从 来				時 分 まで			

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6（第10条関係）

大口町休日保育利用取消届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり利用取消しの届けをします。

(フリガナ)		生年月日
児童氏名		年 月 日
取消しの日		
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
取消理由		

様式第7（第11条関係）

大口町休日保育料等決定通知書

第 号

年 月 日

様

大口町長 印

休日保育に係る 年 月分休日保育料等について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	
現在入所している保育所	保育園
休日保育実施保育所	保育園
利 用 日 数	日
休日保育料	円 (日額 円 × 利用日数 日分)
休日保育延長保育料	円 (日額 円 × 利用日数 日分)

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8 (第12条関係)

大口町休日保育利用登録辞退届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり利用登録辞退の届けをします。

(フリガナ)		生年月日
児 童 氏 名		年 月 日
利用登録辞退 年 月 日	年 月 日	
利用登録辞退 の 理 由		

様式第9（第12条関係）

大口町休日保育利用登録辞退承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町休日保育利用登録辞退の承諾について、次のとおり通知します。

(フリガナ)		生年月日
児童氏名		年月日
利用登録辞退年 月 日	年 月 日	
利用登録辞退の 理 由		

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10（第13条関係）

大口町休日保育利用登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町休日保育利用登録の取消しについて、次のとおり通知します。

(フリガナ)		生年月日
児童氏名		年 月 日
取消しの日		
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
取消理由		

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 1 (第 1 4 条関係)

大口町休日保育日案

月 日 ( )

		保育長	園長	園長補佐	記入者	
保 育 の ね ら い		未満児	以上児	園児の 計	職員	実習生・ ボラ
	南保育園					
	中保育園					
	西保育園					
	北保育園					
	計					
	未 満 児	以 上 児				
児 童 の 活 動						
保 育 の 援 助						
反 省						